

自主防災防犯会会則の改訂について（案）

第4条（事務所の所在地）

改訂前

本会の事務所は、自主防災防犯会会長宅に置く

改訂後

本会の事務所は、平城西地区防災防犯情報センター（旧平城西幼稚園）内に置く。

第5条（事業）

改訂前

- ④地震などの災害発生時における情報収集伝達、救助、救出、避難誘導、初期消火など
応急対策に関する検討
- ⑨災害時に備えて統括本部要員に ID カードの発行
- ⑩各自治会では、下部組織を結成しその自治会の実情、実態に応じた防災組織のあり方
や事業計画の立案・研究を行う。

改訂後

- ④地震などの大規模災害時における情報収集伝達、救助、救出、避難誘導、初期消火など
応急対策に関して検討。
- ⑨は削除する
- ⑩各自治会の実情・実態に応じた防災防犯組織と協働し、そのあり方や事業計画の立案・
研究を行う。

第7条（役員・委員）

改訂前

- 2①会長には、前年度の平城西地区自治連合会会長が就任する。

改訂後

- 2①会長には、前年度の平城西地区自治連合会会長が就任する。次年度では、特別委員として引き続き委員会に出席することを妨げない。

第14条（非常事態条項）

改訂前

非常災害が発生した場合は、地区住民の相互扶助の精神の下に、リーダーの指揮の下、
整然とした救助・非難・生活支援が行われることを基本理念とする。

改訂後

大規模災害発生時に、自主防災防犯会は災害時対策本部を立ち上げ、各自治会の防災
防犯組織と連携協力して地区住民の救助・避難行動支援等を行う。災害時対策本部の
委員は、次の代表者で構成する。ただし、この組織は災害時発生時の初動時での担当で、
臨機応変に最適分担に変更する場合がある。また、活動時にはビブスを着用する。

本部長	自主防災防犯会会長
事業部	自治連合会副会長（部長）
管理部	自治連合会第二副会長（部長）

総務部	自主防災防犯会第一副会長（部長）、総務担当（自主防災防犯会委員） 情報担当（自主防災防犯会委員）
運営部	自主防災防犯会第二副会長（部長）、食料・物質担当（自主防災防犯会委員）、環境担当（自主防災防犯会委員）
衛生・医務部	自主防災防犯会第三副会長（部長）、医務担当（自主防災防犯会委員） 衛生担当（自主防災防犯会委員）

理由：大規模災害時の災害時対策本部のあり方をより明確にするため

改訂前

2 救助・非難・生活支援活動のプロセスは第1次避難活動、第2次避難活動とする。

改訂後

2 避難所開設の指示が発せられた場合、災害時対策本部を中心に、避難所運営委員会として、次の代表者で構成する。ただし、運営委員は初動期におけるもので、避難者も含めた構成に適宜変更する。

会 長・副会長	災害時対策本部の会長・副会長（自主防災防犯会会長・副会長）
委 員	災害時対策本部の各部長および委員 社会福祉協議会の会長・副会長 民生・児童委員協議会の会長・副会長 登美ヶ丘中学校・平城西小学校の代表 登美ヶ丘中学校・平城西小学校の PTA 代表 女性防災クラブ会長・副会長 奈良市職員（避難所配置職員）

理由：災害時と避難所開設の指示が発せられた場合に分けて、避難所運営を適正に行うため。避難者も含めた運営委員会の組織を強化するため。

改訂前

第1次避難活動と（2）第2次避難活動

改訂後

第1次避難活動と（2）第2次避難活動をともに削除する

理由：この2項目は、マニュアルにあたりと考えられるので削除するが、避難所運営マニュアルに内容を考慮して記載する。